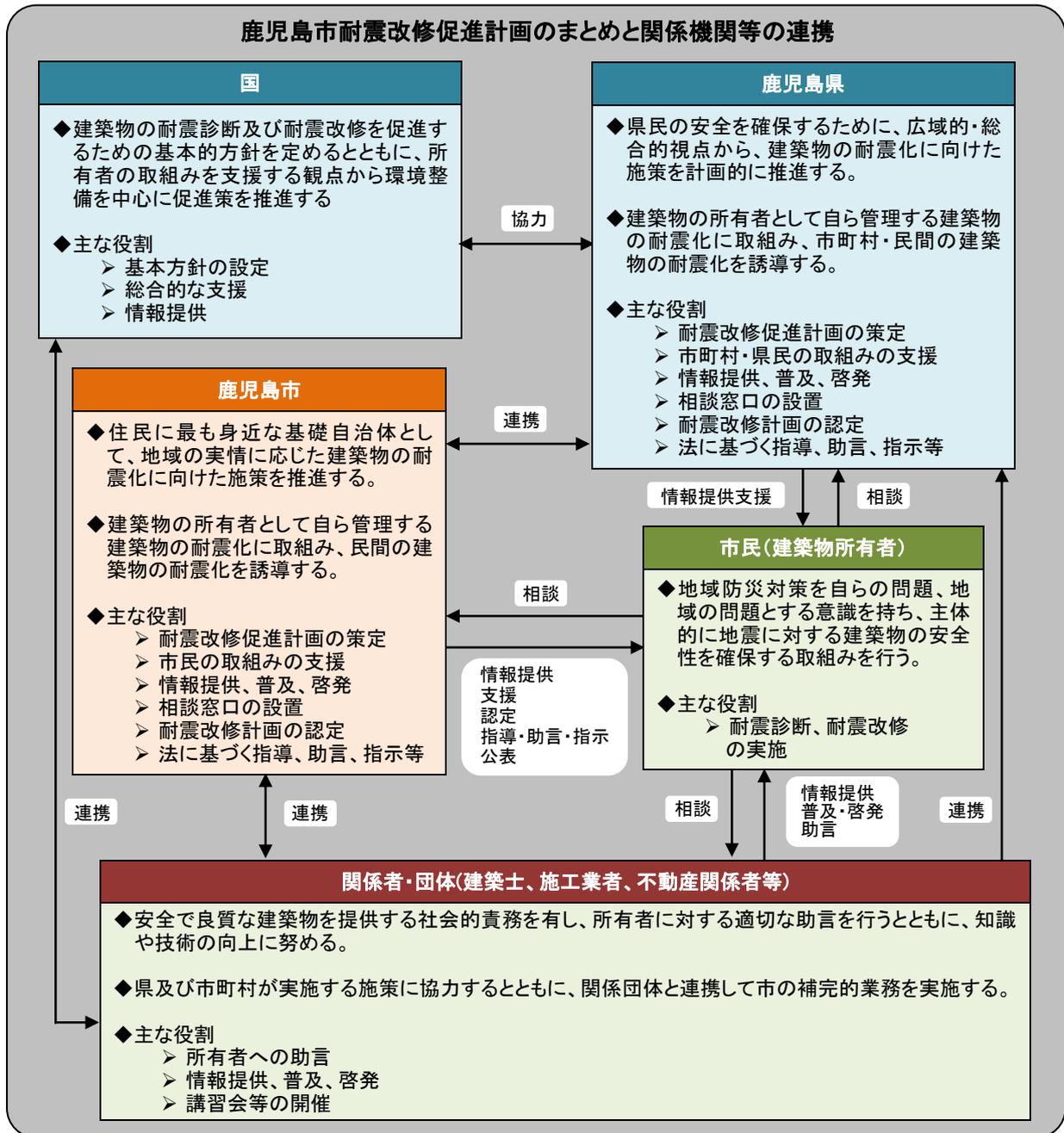


## 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係者、関係機関との連携確保

計画の推進に当たっては、国及び県の関係部署との連携を図るとともに、建築士、施工業者、不動産関係者等との連携に努め、耐震診断から耐震改修にいたる適切な技術的管理及び情報提供を行います。



### 2 計画の見直し

計画期間内に県計画の見直しが行われた場合など、必要に応じ、本計画の見直しを行うこととします。